

**大東市庁内ネットワーク運用管理補助
業務委託仕様書**

**大阪府大東市
令和7年7月**

大東市庁内ネットワーク運用管理補助業務委託仕様書

1. 委託業務名

大東市庁内ネットワーク運用管理補助業務

2. 委託期間

契約締結日 ～ 令和8年3月31日

3. 背景と目的

(1) 本市のネットワーク状況について

本市では、総務省が示す自治体情報システム強靱性向上モデルに従い、ネットワークの三層（個人番号利用事務系、L G W A N接続系、インターネット接続系）分離（αモデル）を導入している。

一方で、LGWAN-ASPとして提供される個人番号利用事務系システムの利用や、LGWAN経由による国機関等との個人情報受け渡し事務など、実際にはネットワークセグメント間を跨いだ特定通信も発生している。

また、令和7年9月からはシステム標準化を期に個人番号利用事務系システムをガバメントクラウド（AWS）に順次移行し、運用していく。接続には、L G W A N及びL G C Sを利用することから、益々複雑な構成になる。

(2) 本市のネットワーク機器運用保守の状況について

本市ネットワーク機器の「保守」は、各システムの導入事業者に委託しているが、「運用」は、市独自で行っているものもある。尚、各システムの事業者は異なり、ネットワーク全体の管理運用を委託している事業者は存在しない。そのため、本市職員で全体を把握し、環境設定変更の判断や影響範囲の検証を行ってきたが、上記（1）本市のネットワーク状況でも述べたように、ネットワーク環境が複雑になる中、現体制では対応が困難になってきている。

(3) 本業務の目的

大東市のネットワーク環境（以下、大東市庁内ネットワークとする）に設定変更が必要となった場合やシステム障害発生時の切り分けが必要になった場合等において、迅速かつ適切に対応し、安定したネットワーク運用を行うことができる環境を整備する。

そのために、受注者は大東市庁内ネットワークの現状調査を行い、大東市庁内ネットワークを包括的に管理するために必要な資料を作成する。また、その後の運用支援業務として、本

市の状況を理解したうえで具体的な技術的助言を行う、ヘルプデスク機能を提供する。

4.本業務の内容

(1) 対象範囲

本業務の対象（大東市庁内ネットワーク）は大東市が利用する情報ネットワークの内デジタル推進課が所管する範囲とする。ネットワークセグメントの種類は以下のとおり。

①個人番号利用事務系

個人番号事務および個人番号関係事務等のシステムが稼働するネットワーク

②LGWAN接続系

庁内ネットワークとLGWANを接続し、LGWANを利用するシステムが稼働するネットワーク
（庁内情報共有サーバも同セグメント内にあり）

③インターネット接続系

庁内ネットワークとインターネットを接続し、ウェブ閲覧、電子メールの送受信などが稼働するネットワーク（本市では、クライアント端末はLGWAN接続系に置き、仮想ブラウザ方式を採用している）

①～③ の回線および回線機器の主な保守事業者は 別添：表1 のとおり

(2) 委託業務の内容

本業務の内容は、大きく大東市庁内ネットワークの ①調査 および ②運用支援 である。

<1>調査

（ア）計画の策定

契約締結後2週間以内に、次の事項を含む調査手順およびその実施時期を記載した「調査実施計画書」を提出し、承認を得ること。

① 実施方法

② 実施スケジュール

③ 調査の実施体制

④ 進捗管理および報告方法

⑤ 調査結果の報告の日時・内容

⑥ その他、調査実施時に必要な事項

（イ）書面調査の実施

本市から提供する、IP管理表、ネットワーク図、ネットワーク機器設定表等の資料をもと

に、庁内ネットワーク環境の状況調査を行う。尚、必要資料については、受注者から指示をすること。

(ウ) 現地調査、ヒアリングの実施

あくまで書面による調査を前提とするが、書面調査の結果を受け、より詳細な調査が必要と認められた場合は、本市と受注者との協議のうえ、ネットワーク機器の管理コンソールの確認等、追加の現地調査を実施すること。

(エ) 調査結果の報告 及び 運用管理関係図書の作成

調査の結果を「庁内ネットワーク調査報告書」としてまとめ、書面で報告すること。また、ネットワーク全体を運用管理するために必要な各種資料（以下、運用管理関係図書とする）を作成し、納品すること。（10.成果物）

(オ) 今後の運用管理に関する提案

調査を通じて判明した問題点の改善方法や、今後の運用管理に有効なフローやツールについて具体的な提案を行うこと。

(ア) ～ (オ) の完了予定時期は以下のとおりとするが、詳細なスケジュールについ

ては本市担当者と調整すること。

(ア) 契約締結～2週間

(イ) 、(ウ) ～12月

(エ) 、(オ) ～3月

<2>運用支援

以下の対応を実施する。

(ア) 準備

- 各システムを運用する事業者の作業範囲を整理する
- 運用を行うに当たっての必要な体制図を作成する
- 通常時及び非常時の連絡先一覧を作成する
- 実施する運用保守内容を定義する
- 上記情報を整理した運用定義書を作成する

(イ) 障害・トラブル等発生時の支援業務

大東市庁内ネットワークに障害が発生した場合は、本市からの依頼を受け、障害の切り分け

を行い、システム復旧に協力すること。必要な場合は、本市に代わり、各システム保守事業者等、関係者に直接、ヒアリング、助言等を行うこと。

(ウ) ヘルプデスク業務

ネットワークの変更や構築に関する、本市からの問合せに対し、本市の環境を考慮した上での具体的な技術的助言を行う。件数は、月2件程度を目安とする。

(エ) 運用管理関係図書の更新

大東市庁内ネットワークに変更があった場合は、随時、運用管理関係図書の更新を行う。更新に必要な資料は、本市から提供するものとする。

(ア) ～ (エ) の提供開始時期は 令和8年1月から とする

(支援業務の対応時間)

原則、本市の開庁日（土曜日曜日、国民の祝日、12月29日から翌年の1月3日以外）9：00～17：30とする。但し、上記時間外であっても、システム更新を行う等で、立会（待機）が必要になった場合は、本市との協議に応じること。尚、今年度予定している各（個人番号利用事務系）基幹系システムの標準準拠システム移行作業日、および、システム稼働初日の立会（待機）は必須とする。詳細な日程は（表：移行スケジュール）のとおり。

生活保護システムを除く、各システム移行期間および本稼働日は、障害発生に備え待機すること。尚、オンサイト、オフサイトは問わない。

（表：移行スケジュール）

移行期間	R7年9月13日 (土)～15日(月)	R8年1月10日 (土)～12日 (月)	R8年2月7日 (土)～8日(日)	R8年3月20日 (金)～22日 (日)
本番稼働日	R7年9月16日 (火)	R8年1月13日 (火)	R8年2月9日 (月)	R8年3月23日 (月)
業務	生活保護	戸籍、住基・税 他	児童(扶養)手当 他	介護・障がい者 他

（運用体制）

受注者は、電話、メール、Web会議等、オフサイトによる支援を実施するため、受付窓口を有した運用管理体制を整備する。

受注者は、運用保守管理体制、連絡体制及び担当者氏名について書面で提出し、体制等に変更のあった場合は、速やかに再提出する。

作業場所は、受注者が用意するものとする。尚、セキュリティ環境等について本市に説明し、事前に許可を得ること。

（作業報告）

月次報告

受注者は、毎月の実施した作業や職員問合せへの対応状況等の報告書を、翌月の中旬（ただし3月分については令和8年3月31日）までにデジタル推進課に提出すること。なお、特に様式は定めない。

年次報告

受託者は、全契約期間の最終報告について、月次報告とは別に、令和8年3月31日までにデジタル推進課に提出すること。なお、特に様式は定めないが、期間内における処理件数、生じた課題・問題等への対応について報告すること。

（3）その他

本業務に疑義が生じた場合は、随時大東市と協議すること。

5. 実施体制

（1）業務責任者

受託者は、本業務全般の総括を行う業務責任者を配置すること。

（2）運用支援体制

運用支援にあたっては、運用支援担当者へのバックアップ体制を準備すること。

（3）技術要件

ネットワークエンジニアとして、インフラ領域、クラウド領域の両スキルを持ち、専門知識を持たない本市職員に対しても理解しやすい方法で、技術的助言や説明等の対応が可能なこと。保有スキルの基準としては、ネットワークスペシャリスト、応用情報処理技術者、AWS認定ソリューションアーキテクト（プロフェッショナル）等の資格取得者、または同程度以上の専門的な知識および技術を有するものとする。

また、自ら能動的かつ計画的に業務を遂行遂行できる能力を有すること。

（４）研修・教育等

業務を遂行するために必要な研修等は、受注者の責任で行うこと。また、受託者は次の内容を含む社内教育制度を有し、年1回以上の教育を実施すること。

- ・セキュリティ教育
- ・個人情報保護に関する教育
- ・守秘義務に関する教育
- ・コンプライアンスに関する教育

6. 再委任等の禁止

受注者は、業務の処理の全部又は大部分を一括して第三者（以下「再委託先」という）に委任し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

7. 一般事項

（１）身分証明書の携行

本市施設内で作業を行う受注者の作業従事者は、常に身分証明書を上半身の見やすい位置に着用すること。

（２）本市施設への入退庁等

受託者の作業従事者が市役所本庁舎等へ開庁日 17 時30分以降あるいは閉庁日に入庁する場合やサーバールームへ入室する場合は、本市が定める手順に従い、許可を得て入庁すること。

（３）セキュリティの確保

本業務の作業従事者を限定するために、事前に作業責任者および主たる担当者の名簿を提出すること。なお、名簿提出後に作業従事者に変更がある場合は、必ず事前に本市に書面により連絡すること。

（４）外部記憶装置

本業務を行うに当たって、CD-R や USB メモリ等の可搬の記録媒体を取扱う場合は、当該データ記録媒体の紛失、破損、漏えい等が発生しないよう、適切な取扱いに努めること。特にセキュリティ修正プログラム等を適用する際に使用する記録媒体については、事前にウィルスチェックを行い、その取扱いには十分注意すること。

8. 成果物

- (1) 調査実施計画書
- (2) 調査報告書
- (3) 打ち合わせ議事録
- (4) 当市全体のネットワーク図
- (5) 物理構成図
- (6) 論理構成図
- (7) IPアドレス管理表
- (8) SW・FW・多機能サーバの設定表の管理・パラメーターシート（本業務の中で新たに作成が必要となった場合）
- (9) 当市全体の運用・保守体制図（運用保守の境界図）、役割分担表、連絡体制図
- (10) 運用定義書
- (11) 運用体制図
- (12) 運用タスク一覧
- (13) 運用責任範囲表
- (14) 連絡先一覧

※（6）論理構成図には各機器名称やIPアドレスなどのネットワーク情報を記載すること。必要に応じてネットワーク機器のconfigを確認し正確な情報を記載すること。また、代表的なプロトコルフローも論理ネットワーク図上に表現すること。記載内容及び記載粒度については本市担当者と事前に認識合わせを行うこと。

9. 成果物納品形態および部数

本業務において作成した成果物は、記録媒体（CD-R 又は DVD-R）で2部納入すること。ディスクは成果物作成完了時点で最新のウイルスに対応したウイルス対策ソフトによりチェックを実施したうえで納品すること。

10. 納品場所

本市が指定する場所とする。

11. 業務の引継ぎ

業務の終了にあつては、その後の業務を円滑に遂行できるよう、誠実に業務の引き継ぎを行うこと。なお、引継ぎの期間は、1ヵ月とし、本業務全般に渡り、引き継ぎ書を作成の上、書面により本市に提出するとともに、同業務が別の事業者を引き継がれる場合は、後継事業者を含めた引き継ぎの打合せを数回行うものとする。

12. 委託料の減額

検収の結果、受託者の責めに帰すべき事由により、受託業務の一部を実施できずに市に損害を与えた場合、双方協議の上、生じた経費は委託料から減額できるものとする

13. その他

(1) 遵守すべき法令およびその他の規定

本業務を受注するにあたり、法令等の定めおよびデジタル庁等国から提示されている関連ドキュメントのほか、本市の条例等の内容を十分に理解し遵守すること。

尚、ガバメントクラウド利用に関する手順等、デジタル庁から地方自治体に対し提示されている資料のうち、地方自治体と秘密保持の契約を締結した事業者にのみ提供が可能とされているものは、契約締結後に提供することとする。

(2) 仕様書の解釈

本仕様書および添付書類に定めのない事項および解釈の相違があった場合において、本業務の履行に際し必要な事項が発生した場合は、両者で協議のうえ対応するものとする。

(3) 成果物の所有権の取り扱い

成果物の所有権については、成果物が検収された時点で本市に移転される。契約期間中に蓄積されたノウハウや実績データ、作成ドキュメント等についても本市に帰属するものとする。

(4) 成果物に対する権利の行使

受託者は、成果物に関する著作権人格権を本市もしくは本市が指定するものに対して行使しないこと。

(5) 詳細事項について

本仕様書にかかる詳細事項については、本市職員の指示に従うこと。本仕様書に記載のない事柄については委託者、受託者両者において協議し決定するものとする。

(6) 問い合わせ先

大東市政策推進部デジタル推進課

住所：大阪府大東市谷川1丁目1番1号本館3階

TEL：(直通) 072-800-6178 (代表) 072-872-2181

E-Mail：joho@city.daito.lg.jp

担当：中川(亮)・中川(亜)・躰井

別紙 表1

個人番号利用事務系	クライアント機器	⇔	L3/FW	⇔	LGWAN ルータ/ AWS 接続点	⇔	ガバクラ接続点/ 各ベンダ VPC への ルーティング	⇔	各ベンダ VPC		
	各システムベンダ		A 社		JLIS		B 社		各システム ベンダ		
LGWAN 接続系											
・ LGWAN 接続	多機能サーバ /L3/FW	⇔	LGWAN ルータ以降								
	C 社		JLIS								
・ 庁内ネットワーク	庁舎内回線 (無線)	⇔	L3/ルータ (⇔データセン タ、出先拠点)							⇔	データセンタ/庁内情 報共有サーバ
	なし (導入 D 社)		D 社								D 社
			管理サーバ/L2 (インターネ ット接続)								
			E 社								
・ インターネッ ト接続系	L2/Web サー バ		⇔							FW/ルータ (⇔大阪セキ リティクラウド)	
	E 社	F 社									